

総 会 要 項

仙台市退職校長会

と き 令和7年5月11日(日) 10:00～14:00

と ころ ホテル白萩 第Ⅰ部・第Ⅱ部 3階 萩の間
第Ⅲ部 2階 錦の間

第Ⅰ部 総会の部 10:00～11:15

※ 黙祷(物故者の御霊に)

- 1 開 会
- 2 国歌斉唱
- 3 開会の挨拶
- 4 祝 辞
- 5 来賓紹介
- 6 議長選出
- 7 議 事
 - (1) 報 告
 - ①令和6年度 事業報告
 - ②令和6年度 会計収支決算報告
 - ③令和6年度 会計収支決算の監査報告
 - (2) 協 議
 - ①令和6年度 事業・会計収支決算の承認
 - ②令和7年度 活動の重点と事業計画案
 - ③令和7年度 会計収支予算案
 - ④会則の一部改正案
 - ⑤令和7・8年度 役員案
 - ⑥その他
- 8 退任役員挨拶
- 9 新役員挨拶
- 10 閉会の挨拶

第Ⅱ部 講話の部 11:20～11:50

- 1 講師紹介
- 2 講 話
 - 演 題 「編んでみたい 14年間の荒浜の声で」
 - 講 師 震災遺構仙台市立荒浜小学校職員
(震災当時仙台市立荒浜小学校 校長) 川村 孝男 様
- 3 御礼の挨拶

第Ⅲ部 新会員歓迎会・懇親会の部 12:00～14:00

- 1 開会の挨拶
- 2 祝 辞
- 3 乾 杯
- 4 新会員紹介・記念品の贈呈
- 5 祝い品の贈呈(賀寿・叙勲)
- 6 歓 談
- 7 委嘱状の交付(常任理事)
- 8 全員合唱
- 9 閉会の挨拶

令和6年度 事業報告

- 4月12日（金）第1回常任理事会
5月 1日（水）第2回常任理事会
 12日（日）創立50周年記念 総会・式典・祝賀会
6月 2日（日）宮城県退職校長会総会
 14日（金）第3回常任理事会
7月 1日（月）「つうしん」 第47号発行
7月 3日（水）第4回常任理事会
 11日（木）創立50周年記念 第44回仙台の教育を語る会
8月 3日（土）セカンドライフに向けた交流会
 21日（水）第5回常任理事会
9月24日（火）25日（水）26日（木）27日（金）仙台市小学校陸上記録会運営協力
10月 5日（土）創立50周年記念 研修旅行 （岩手方面）
 11日（金）第6回常任理事会
 12日（土）創立50周年記念 座談会
11月 1日（金）みやぎ教育の日推進大会
 仙台市教育委員会との教育懇話会 （県退職校長会と共催）
12月 6日（金）第7回常任理事会
 現職小・中校長会との教育懇話会 （県退職校長会と共催）
1月17日（金）第8回常任理事会
 31日（金）宮城県教育委員会との教育懇話会 （県退職校長会と共催）
3月 1日（土）創立50周年記念誌「かいほう」 第47号発行
 Webページ開設，運用開始
3月 7日（金）第9回常任理事会
 19日（水）会計監査

《関連行事・日常的活動》

- 1 「みやぎ教育の日」に関わる事業
- 2 仙台市教育局及び教育諸団体と連携した活動
- 3 現職小・中校長会への助成金贈呈
- 4 叙勲受章者への祝意，逝去会員への弔詞・香典奉呈

令和6年度 会計収支決算書

I 一般会計 収入総額 2,173,881 円
 支出総額 1,630,370 円
 差引残高 543,511 円

1 収入内訳

単位:円 △ 減

項目	本年度予算額(A)	本年度決算額(B)	増減(B-A)	摘要
1 会費	1,360,000	1,424,152	64,152	2000円×712名、1名(200円 1952円2回入金)
2 繰越金	322,794	322,794	0	
3 助成金	390,000	391,800	1,800	県退職校長会(141,800円)、宮城教育振興会(100,000円)、教育公務員弘済会(150,000円)
4 雑収入	10	35,135	35,125	利子(135円)、ご祝儀(35,000円)
合計	2,072,804	2,173,881	101,077	

2 支出内訳

項目	本年度予算額(A)	本年度決算額(B)	増減(B-A)	摘要
1 会議費	420,000	342,390	△ 77,610	
総会費	110,000	134,588	24,588	総会会場費、来賓御礼等
役員会費	310,000	207,802	△ 102,198	理事会・常任理事会会場費等
2 事務費	450,000	381,633	△ 68,367	
通信・連絡費	160,000	141,006	△ 18,994	総会返信用はがき等郵送費
印刷費	110,000	75,821	△ 34,179	案内状・封筒等印刷
振替手数料	120,000	106,003	△ 13,997	203円×177 152円×461 0円×75 713名分
事務諸費	60,000	58,803	△ 1,197	消耗品等
3 事業費	960,000	757,191	△ 202,809	
厚生費	60,000	46,382	△ 13,618	賀寿・叙勲
研修活動費	200,000	101,680	△ 98,320	教育懇話会、研修活動補助等
広報活動費	300,000	293,930	△ 6,070	つうしん47号、かいほう47号発行費
教育振興費	400,000	315,199	△ 84,801	小中学校長会助成、仙台の教育を語る会、セカンドライフ交流会、市陸上記録会支援
4 慶弔費	180,000	89,156	△ 90,844	祝詞・弔詞・香典、新入会員祝品等
5 運用資金	60,000	60,000	0	積立
6 予備費	2,804	0	△ 2,804	
合計	2,072,804	1,630,370	△ 442,434	

II 運用資金

収入総額 734,034 円
 (内訳) ・繰越 673,975円 ・積立 60,000円 ・利子59円

支出総額 589,185 円
 (内訳)

項目	本年度予算額(A)	本年度決算額(B)	増減(B-A)	摘要
記念総会	120,000	116,142	△ 3,858	紅白餅、感謝状、アトラクション他
教育を語る会	120,000	104,472	△ 15,528	会場費、スクリーン代
研修旅行	10,000	9,629	△ 371	記念写真用紙、インク代、郵送費
記念誌	250,000	264,000	14,000	記念誌印刷費
HP導入	23,000	6,600	△ 16,400	Webページサーバー登録料
専用プリンタ	97,000	88,342	△ 8,658	プリンター2台、インクカートリッジ代
合計	620,000	589,185	△ 30,815	

差引残高 144,849 円

監査報告

諸帳簿・証拠書類を監査の結果、全般にわたり公正妥当に処理されていることを認める。

令和7年度 活動の重点と事業計画(案)

1 活動の重点

- (1) 教育関係機関及び教育団体と連携し、仙台市の教育振興と生涯学習の推進に寄与する。
- (2) 広報活動及び研修活動の充実を図るとともに、会員相互の親睦を深める。
- (3) 新設したWebページの充実・活用を図る。
- (4) 「みやぎ教育の日」の推進に寄与する。

2 事業計画

- 4月11日(金) 第1回常任理事会・理事会
- 5月 2日(金) 第2回常任理事会
- 11日(日) 第52回総会
- 6月 1日(日) 宮城県退職校長会創立60周年記念総会
- 6日(金) 第3回常任理事会・理事会
- 7月 1日(火) 「つうしん」 第48号発行
- 7月 2日(水) 第4回常任理事会
- 26日(土) セカンドライフに向けた交流会
- 8月22日(金) 第5回常任理事会
- 9月 1日(月) 第45回仙台の教育を語る会
- 9月22日(月) 24日(水) 25日(木) 26日(金) 仙台市小学校陸上記録会運営協力
- 10月11日(土) 研修旅行 (山形方面)
- 15日(水) 第6回常任理事会
- 11月 1日(土) みやぎ教育の日推進大会
- 7日(金) 仙台市教育委員会との教育懇話会 (県退職校長会と共催)
- 12月 5日(金) 第7回常任理事会
- 現職小・中校長会との教育懇話会 (県退職校長会と共催)
- 1月28日(水) 第8回常任理事会
- 1月30日(金) 宮城県教育委員会との教育懇話会 (県退職校長会と共催)
- 3月 1日(日) 「かいほう」 第48号発行
- 3月 6日(金) 第9回常任理事会
- 23日(月) 会計監査

《関連行事・日常的活動》

- 1 「みやぎ教育の日」に関わる事業
- 2 仙台市教育局及び教育諸団体と連携した活動
- 3 現職小・中校長会への助成金贈呈
- 4 叙勲受章者への祝意, 逝去会員への弔詞・香典奉呈, 弔辞奉読

仙台市退職校長会会則（一部改正案）

※ ~~————~~（取消し線）の部分削除し、**太字（ゴシック体）**の部分追加する。

（名称）

第1条 本会は仙台市退職校長会と称し、事務所を宮城教育振興会内（仙台市青葉区花京院 1-4-8-205）に置く。

（会員）

第2条 本会会員は、公立学校長の職にあった者で、原則として仙台市に居住する者とする。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、仙台市教育振興への寄与及び宮城県退職校長会の事業の推進に協力することを目的とする。**また、宮城県退職校長会の事業の推進に協力する。**

（総会）

~~第4条~~ 総会は年1回開催し、会則の変更及び予算・決算の承認並びにその他重要事項を審議する。

（理事会）

第5条 総会に次ぐ審議機関として、理事会を置く。

（1）理事会は、第6条の役員により構成し、以下のことについて審議する。

- ①総会に提案する事項 ②会則に基づく規程等の設置及びその改廃
③次期役員を選考 ④その他の重要事項

（2）理事会は、災害や感染拡大等で総会が開催できない場合、総会に代わるものとして予算・決算並びに次期役員承認等を議決することができる。

（3）理事会は、会長が招集し主宰する。

（役員）

第4-6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名
理事 若干名 監事 3名

理事と監事の順を
逆に

~~第5-7条~~ 役員は、**理事会で選考し、総会で選出するの承認を得る。**ただし、~~理事は会長がこれを委嘱し、後日「つうしん」にて報告する。~~

2 役員任期は2年（**改選年度の総会開催日から2年後の総会開催日まで**）とし、重任は妨げない。

~~第6-8条~~ **役員は次の職務に当たる。**

（1）会長は、会務を総理し、本会を代表する。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事の
監理に
逆を
事
を

~~(3) 3~~ 理事は、理事会を組織し**の構成員としてその審議に参加し**、本会の企画・運営にあたる。

~~4~~ 理事のうち、~~常任理事若干名をもって事務局を組織し、会長の命を受けて常時会務を処理する。常任理事は会長がこれを委嘱する。~~

~~(4) 2~~ 監事は、会計を監査する。

(事務局)

第9条 事務局は、理事の中から**会長が委嘱する常任理事若干名をもって組織し、会長の命を受けて常時会務を処理する。**

(顧問・参与)

~~第7~~**10条** 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会において推挙する。

(会計)

~~第9~~**11条** 本会の会費は年額2,000円とする。ただし、95才以上の会員は名誉会員として会費は徴収しない。

~~第10~~**12条** 本会の運用資金として必要に応じて基金を積み立てることができる。

2 運用資金の管理、運営については理事会において別にこれを定める。

~~第11~~**13条** 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

~~第12~~**14条** その他必要事項については、**理事会において別に定める。**

附 則 1. この会則は、昭和49年12月14日から施行する。

2. 昭和53年11月17日一部改正

3. 昭和57年4月27日一部改正

4. 平成5年4月17日一部改正

5. 平成6年4月22日一部改正

6. 平成9年4月26日一部改正

7. 平成13年5月12日一部改正

(同年4月1日)

8. 平成17年5月28日一部改正

9. 平成19年5月19日一部改正

10. 平成27年5月24日一部改正

11. 平成28年5月15日一部改正

12. 令和7年5月11日一部改正

仙台市退職校長会会則

- 第1条 本会は仙台市退職校長会と称し、事務所を宮城教育振興会内（仙台市青葉区花京院 1-4-8-205）に置く。
- 第2条 本会会員は、公立学校長の職にあったもので、原則として仙台市に居住する者とする。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、仙台市教育振興への寄与及び宮城県退職校長会の事業の推進に協力することを目的とする。
- 第4条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|-----|----|-----|-----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 若干名 |
| 監 事 | 3名 | 理 事 | 若干名 |
- 第5条 役員は、総会で選出する。ただし、理事は会長これを委嘱し、後日「つうしん」にて報告する。
- 第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 2 監事は、会計を監査する。
 - 3 理事は、理事会を組織し、本会の企画・運営にあたる。理事会は会長これを招集する。
 - 4 理事のうち、常任理事若干名をもって事務局を組織し、会長の命を受けて常時会務を処理する。
常任理事は会長これを委嘱する。
- 第7条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、総会において推挙する。
- 第8条 総会は、年1回開催し、会則の変更及び予算、決算の承認並びにその他重要事項を審議する。
- 第9条 本会の会費は、年額2,000円とする。
但し、95才以上の会員は名誉会員とし会費は徴収しない。
- 第10条 本会の運用資金として必要に応じて基金を積み立てることができる。
- 2 運用資金の管理・運営については、理事会において別にこれを定める。
- 第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第12条 その他必要事項については、別に定める。
- 附 則
1. この会則は、昭和49年12月14日から施行する。
 2. 昭和53年11月17日一部改正
 3. 昭和57年4月27日一部改正
 4. 平成5年4月17日一部改正
 5. 平成6年4月22日一部改正
 6. 平成9年4月26日一部改正
 7. 平成13年5月12日一部改正
(同年4月1日より施行)
 8. 平成17年5月28日一部改正
 9. 平成19年5月19日一部改正
 10. 平成27年5月24日一部改正
 11. 平成28年5月15日一部改正

仙台市退職校長会

令和7・8年度 役員案

職名	氏名		
会長	針生 弘		
副会長	中山 伸枝	吉田 秀夫	本木 一昭
理事	鈴木きよ子	高橋 泰	郡山 孝幸
	及川 節郎	成田 忠雄	阿部嘉那子
	坂本 憲昭	畠山 厚子	丹治 重廣
	菊地敬一郎	堤 祐子	小林 好美
	吉岡 康則	相澤 経利	伊藤 敏子
	鈴木 一彦	春日 文隆	花淵 浩司
	佐藤 修子	高橋 恭一	田辺 泰宏
	鎌田 康彦	石川 裕美	寺田 潤
	(県の役員から)		
監事	加藤 正範	古澤 康夫	高橋 文子

顧問・参与の新規推挙(案)

顧問	日塔 光博
参与	堀越 清治